

伊賀市キャラクター「芭蕉クン」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市が所有するキャラクター「芭蕉クン」（以下「キャラクター」という。）を市民等が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デザイン 別表に掲げるキャラクターの展開デザイン
 - (2) 芭蕉クン使用マニュアル デザインの使用方法等について本市が別に定めたもの
- (使用料)

第3条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用承認申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、芭蕉クン使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 企画書、製品見本、広告の原稿等使用する内容が分かるもの
- (2) 申請者の概要が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 本市の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 不当な利益を得ることを目的として使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (6) 特定の個人又は団体等の売名に利用され、又は利用されるおそれがあると認めるとき。

き。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、使用を承認することが不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によるデザインの使用の承認（以下「使用承認」という。）をする場合において必要があるときは、その使用に条件を付することができる。

3 市長は、使用承認をするときは、芭蕉クン使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、使用承認をしないときは、芭蕉クン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該承認を受けた使用目的及び使用方法以外での使用はしないこと。

(2) 当該承認に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 芭蕉クン使用マニュアルに従って使用すること。

(4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) 市長が認める場合を除き、デザインに近接して次に掲げるいずれかの表記を付すこと。

ア 伊賀市「芭蕉クン」

イ 芭蕉クン

(6) 当該使用に係る物品等の完成品（提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに提出すること。

（使用内容の変更）

第7条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに芭蕉クン使用内容変更申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（使用承認の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたことが判明したとき。

(2) 第5条第1項各号に掲げる場合に該当することが判明したとき。

(3) 第5条第2項（第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により付した条件又は第6条に規定する遵守事項に反するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が使用承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者その他の者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（デザインの使用期間）

第9条 デザインの使用の期間は、原則として1年以内とし、使用承認に係る通知に記載のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用期間の満了後において引き続きデザインを使用しようとするときは、改めて第4条の規定による申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（使用に起因する問題）

第10条 使用者は、デザインの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、デザインの使用に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、別に定める。

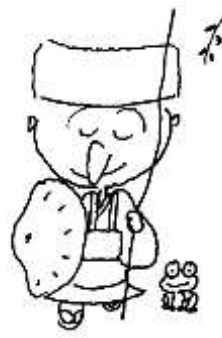
附 則

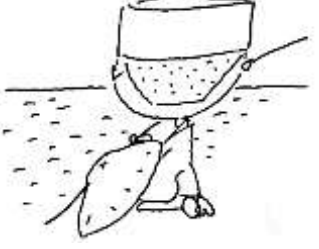
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1-1	1-2	1-3
		
2-1	2-2	2-3
		
3-1	3-2	3-3
		

4-1	4-2	4-3
		
5-1	5-2	5-3
		
6-1	6-2	6-3
		

7-1	7-2	7-3
		
8-1	8-2	8-3
		
9-1	9-2	9-3
		

10-1	10-2	10-3
		
11-1	11-2	11-3
		
12-1	12-2	12-3
		

13-1	13-2	13-3
		

14-1	14-2
	
15-1	15-2
	